

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第5回 議事概要

1 日時：平成18年11月27日（月）10：30～12：00

2 場所：三田共用会議所 大会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、浅野 睦八、池田 朋之、石井 亮平、石橋 庸敏、稲葉 悠、岩浪 剛太、植井 理行、大淵 哲也、華頂 尚隆、河村真紀子、岸上 順一、佐藤 信彦、椎名和夫、関 祥行、菅原 瑞夫、高田 真治、高橋 伸子、田胡 修一、所真理雄、土井美和子、中島不二雄、長田 三紀、中村伊知哉、野坂 章雄、福田 俊男、堀 義貴

（以上27名）

（2）オブザーバー

亀井 正博（社団法人電子情報技術産業協会）、川瀬 真（文化庁）、杉原 佳堯（インテル株式会社）、坪内 有一（社団法人電子情報技術産業協会）、中村 秀治（株式会社三菱総合研究所）、中村 吉二（社団法人日本音楽事業者協会）、畑中 康作（インテル株式会社）、藤沢 秀一（日本放送協会）、元橋 圭哉（日本放送協会）、安江 憲介（株式会社三菱総合研究所）、吉田 和正（インテル株式会社）

（3）事務局

小笠原情報通信政策局情報通信政策課コンテンツ流通促進室長

（4）総務省

勝野審議官、佐藤情報通信政策課長

4 議題

（1）諸外国の動向・保護技術の状況等（2）

- 安江オブザーバー、中村（秀）オブザーバーより、資料1に基づき、コンテンツの利用に係る諸外国の動向等につき説明。
- 吉田オブザーバーより、資料2に基づき、コンテンツ利用技術につき説明。
- 質問（1）、「ホワイト・ハウス」「24」等、無料広告放送の地上波に最初に放映される、人気コンテンツもある。
- 質問（2）、日本の劇場用映画のマルチユースは、劇場公開、6カ月後DVD等パッケージ販売、1年後無料地上波放送、それから有料放送という順番。アメリカは、劇場公開から、DVD等パッケージ販売、それとほぼ同時の有料放送（ケーブル、衛星等プレミアムペイテレビ）、最後に無料地上波放送という順番であるため、劇場公開後にパッケ

ージと、有料放送で大きくリクープし、場合によっては無料地上波放送に出さなくても一順目のマルチユースが成立するが、日本は無料地上波放送で大きくリクープしないとビジネスとして成り立たない。

- 質問（３）、映画は映画製作者が多額の製作資金を投入して製作するが、その投下資本は回収が必ずしも約束されていないリスクマネーであり、映画ビジネスは完成原版を複製し、映画の命のある限りマルチユースし投下資本を回収することで成り立っている。複製行為により海賊版が作成される場合は勿論、家庭内で複製物が保存、視聴される場合でも、映画の著作権者である映画製作者の通常のビジネスを阻害すると考えている。あらゆる局面でコピーガードは必要不可欠であり、複製行為が行われる場合には、その対価を徴収することが映画製作者の生命線である。
- 質問（４）、米国その他で、放送におけるコピー制御のあり方について、法制度で規律している例は、米国以外では見つかっていない。
- 質問（５）、EPNについて、D—PA認定の保護方式に対応した機器とメディアを用いた場合は、コピーの世代や個数に制限はない。11月1日現在、11種類の保護方式がD—PA認定。例えばDVD用の保護方式としては、CPRMが認められており、非対応機器とは、CPRM対応していないDVDレコーダー、DVDプレイヤー、DVDドライブ、DVDプレイヤーソフトウェアのこと。EPNはコピー制限がないという誤解があるが、インターネット経由のコピーができない、認定保護方式に対応したセキュアな機器とメディアの両方を用いないとコピーができないといった一定の制限がある。
- （保護方式に合わない機器とは、）例えばDVDレコーダーの場合、国内市場にはデジタルチューナー搭載型と、アナログチューナーのみ搭載型があるが、デジタルチューナー搭載型は、基本的に保護方式に対応していないとデジタル録画できないため、すべて保護方式に対応している。アナログチューナーのみ搭載型については、市場ランキングを見る限りでは、ほとんどが保護方式に対応しており、いわゆるデジタル放送をCPRMで録画してDVDに焼いたものを再生できる機器である。一方、DVDプレイヤーの場合、市場ランキングを見ると、保護方式に対応していないものも半分ぐらい出ている。DVDドライブ、あるいはDVDのPCソフトウェアについても、CPRM対応しているものとしていないものが、それぞれ市場にあると理解。
- 質問（６）、インターネットに視聴可能な状態で送信不可というのは、EPNに限定した話ではなく、EPNでもCOGでも共通の話。コピー制御情報がEPNの放送番組をメディアへ暗号化記録した場合も、COGの番組を暗号化記録した場合も同じ回答。
- 地上デジタル受信機の機能については、放送運用規定TR—B14により受信した放送番組をインターネットへの再送信につながる出力ができるような機能を有することを

禁止しているので、例えば受信機でEPN、あるいはCOGの放送番組を受信した後、内蔵のハードディスクに暗号化記録し、その受信機の機能を使ってインターネットに送信することはできない。

- 放送番組をDVD等のメディアに暗号化記録した場合、例えばPCのOS機能等を用いてメディア上の録画ファイルにアクセス可能であれば、そのファイルをインターネットへ送信することは物理的には不可能ではないが、録画ファイルはメディア1枚ごとに暗号化記録されているので、元のメディアと切り離れた状態では再生、視聴できず、従って、視聴可能な状態でインターネットへ送信することはできない。
- 質問(7)、基本的にB-CAS方式、スクランブルによるエンフォースメント技術と、コピー制御技術は全く別であり、あくまでコピー制限のため、エンフォースメントするために暗号化している、ということであるため、暗号化を停止しても受信機は地上デジタル放送を受信できる。
- 質問(8)、ARIBで決めた「放送運用規定」について、放送事業者が定めなければならない、内容についてそのまま電波法の技術規則にする、といった規定は、電波法・放送法本体、電波法・放送法の政令、電波法・放送法の省令には一切出てこず、国として放送運用規定を定めることを放送事業者に義務付けたり、その説明責任を放送事業者に負わせたりといった義務は科しているわけではない。
- D-PAやARIBの観点で「認定」という言葉が出るが、この認定行為についても、行政上全く定められていない。ARIB、D-PAは公益法人であり、場合によっては所管省庁である総務省等に届出いただき、行為能力を定める定款を認可することがあるが、ARIBもD-PAも定款の中に放送運用規定は出てこない。従って、行政が「認定」行為をARIB、D-PAに授権しているといったことは一切なく、放送運用規定を変更する場合でも、定款にかかわれば別であるが、ARIB、D-PAの判断で取り決めを変えることについて、基本的に一切制約はない。放送事業者、メーカー間の個別契約で放送運用規定を作ることはもちろん、変更についての取り決めについても、行政がそれを制約するということは一切なく、全くの自由である。
- 質問(9)、現在販売されている日本の地上デジタル対応のデジタル録画機器に採用されている、「チューナー一体型」のケース、「ムーブ」の意義、「バックアップ」「コピーされるメディアの数」等の取り扱いにおいて、ARIBとDTCPの規定は、別の分野の規定である。
- 現在日本で販売されている「チューナー一体型」のケースはDTCPでは規定をしていない。ハードディスクDVD一体型の記憶装置は、あくまでもARIBの規定がかかる。しかし、例えばこのチューナー一体型に外部の機械をつないだ場合は、DTCPの

ルールがかかる。

- 「ムーブ」の意義であるが、配付しているアグリーメントのB-4の2.2.3において、ソースファンクションがあるライセンスのプロダクトから、シンクファンクションのあるところに移ることをムーブと規定している。シンクファンクションは、B-7の3.1に、ムーブにおけるソースは、B-13の3.1に規定されている。
- 「バックアップ」「コピーされるメディアの数」等の取り扱いは、B-7の2.2.3を参照していただきたい。バックアップは可能であるとしてあり、コピーされるメディアの数は、B-6の2.2.1、2.2.2に、最初2つのコピーまでは許され、新たにライセンスを発行した機器を利用すると、3つまで可能と書いてあると思われる。
- Copy One GenerationがD T C Pをまたいだときに、ノー・モア・コピーのステートになり、異なるメディアにコピーされる。つまり、D T C Pで渡るときにCopy One Generationはノー・モア・コピーになるから、One Generationと理解。
- 放送局側がCopy One Generationのステートで送り、ハードディスクで受け取ってストアしたところでノー・モア・コピーの状態になるから、D T C Pで他のメディアに渡すときにはムーブする必要があり、それがA R I B放送運用規定で決まっているルールと解釈。
- D T C P規定のP V Rに、このような位置付けの規定（現行のC O G）があるのではないかと伺いたい。P V Rという表現はしていないが、P V Rと内蔵のハードディスクは、当該規定と運用規定を合わせて作っている。そういう意味では、規定の中身は同じ内容になっているはずであり、その確認をしたい。
- 同一筐体にハードディスクとDVDが入っているケースと、I E E Eをまたぐケースを分けずに、D T C Pにおけるエンコーディングルールには、コピーネバー、Copy One Generation、コピーフリー、E P Nがある。E P Nしか選択できないという話だったが、どうも違う。D T C P上のCopy One Generationは、メディアが違えば2つのコピーができ、さらに証明書を取得すれば、3つまでコピーができる。D T C Pの規定に従えば、今行われている形はC O Gではない。
- 現在一般論で語られているCopy One Generationと言われているものと、D T C PのCopy One Generationというのは違う。
- I E E Eが介在するものはD T C Pに縛られるから、例えば外部の機器をつなぐときには、2つまで、最大3つまでのコピーしかできないというCopy One Generationルールがあるが、筐体一体型の機器はそれに縛られない。A R I B T R - B 1 4で規定された方式に従い同一筐体の製品が動くということは、D T C Pを触らなくても同一筐体のものは、A R I Bの規定を変えれば違う製品が作れるはず。

- 事実上コピーフリーのEPN方式に行く前に、例えば同一筐体のものであったらコピーワンスで書き、枚数を例えば2枚とか3枚に制限する。パスが介在するものは、同一メディアには1枚しかできないが、3枚までコピーできる。という中間的な方式があるのではないか。それを説明しないで、EPNを主張するのはおかしい。消費者をだましている。その合理性を説明して欲しい。
- (EPN方式ではない中間的な方式については、)チューナーだけ利便性がよくなっていいのかという反論が以前された。
- D T C PのCopy One Generationを採用した場合、今あるものは、Copy One Generationの今のやり方に縛られる。これからそれを改善したものはよくなっていくが、今あるものは今のまま、というレベルだと思う。
- J E I T A側はすべてがEPNという運用変更をお願いしているが、COGである合理的説明がつくものについては、一部あってもよいのではという併用論を第3次答申の前に提出している。我々としては、視聴者の利便性の観点から、EPNが一番よいのであるから、運用を変更してください、というお願いをしている。
- 現在販売中の地デジ録画機器の方式はD T C P、国際基準と同じではないことが明らかになった。地上デジタル放送推進に関する検討委員会においても、メーカーはA R I B方式だからできないと受け取れるような発言をしていた。総務省の説明によれば、法的規制ではなく、消費者保護のためには、規定を変えればよいだけであり、生産的な議論を進めて頂きたい。
- 本来の意味でのCOGにおいて、最大3つの異なるメディアにコピーした後、コンテンツはハードディスクの中に残っている。
- 現行の商品がA R I BのT R - B 1 4に則ってできているのは間違いない。J E I T Aと放送事業者が議論し、結論を出して、現行の商品になったのであり、消費者が使い始めて問題が出てきたとしても、どちらのせいというような話ではない。例えば受信機が受信し、録画した瞬間にノー・モア・コピーという状態にすることが、A R I BのT R - B 1 4で決まっていて、ノー・モア・コピーであるソースをI E E E 1 3 9 4上で渡すときには、受信機からムーブさせざるを得ない。しかも、ムーブするときのタイミングなどを含めた方法もD T C Pが言及していないところまでA R I Bの規定で決まっている。J E I T Aと放送事業者の両者の合意の下にできている現在の商品について、この場ではできるだけ、これからどうするべきかという議論をしたい。
- コピーワンスの見直しは、この会議のミッションであり、コピーワンスは、実はコピーワンスではないこと、色々な方法があることが分かった。T Rを改めれば、同一筐体のものは色々なことができる。D T C Pに絡むものも、3つまでコピーが取れるという

話が出て、メーカーからも必ずしもEPNしかできないとは言っていないと言われた。

それらの事実を元に、この委員会で新しいルールを考えていくべきだと思う。

- B14放送運用規定DPAとあるが、ARIBはTR（テクニカルレポート）なので、放送運用規定はARIBが作っているのではなく、DPA、BPAが作っている。
- 消費者団体としては、権利者団体の方が言われたように、本来のCOGに戻せばよいという意見を言うつもりは全くない。そのような流れになっていく感じが、とても危険に思われる。消費者の理解を得ていなかったことは分かるが、放送運用規定を変えたところで、一体型の利便が高まればそれでよいとか、本来のCOGに戻して3つコピーできるからそれでよいとは、現時点では思っていない。
- DTCPの中にあるCOGというのは、少なくともムーブを伴うようなものではなく、COGと言われて説明されてきたものは、コピーワンスではなく、ノー・モア・コピーであった。文化のことを考えたら、権利者としてもこれには乗れない。そうではないルールを、そしてEPNでもないルールを考えましょうということ。
- 色々な関係者がいるが、その人達がこれからどうするのが一番よいのかという議論を始めようということについては賛成。その上で、ユーザーの利便性については私共が発言をさせていただきたいと思う。
- シンクファンクションでフォーマットが異なれば同時に3個まで記録できるというのがDTCPのCOGだが、放送運用規定の場合、受信した後、同時であればハードディスクに1個、DVDに1個、SDカードに1個とフォーマットが異なれば計3個まで受信機で記録ができる。従って、ARIBルールのCOGとDTCPで送られたときの記憶のルールはほぼ同一と理解。
- ハードディスクへの記録段階で、ノー・モア・コピーという状態になっていることを前提に、それをコピーワンスの課題として議論してきたということが確認できた。技術としての考え方が同じだということは分かっている。そのように決めたので、それで運用され、それがコピーワンス問題となりここで議論してきたということが明らかになった。
- EPNという技術がコピーフリーだと誤解されている部分があるが、EPNの考え方と、機器に関する保護技術に対応している機器を限定できるという意味でのEPNの説明も何度もしていただいた。このことも含めて、EPN及びDTCPの考え方、ARIBでの運用ルール、それらを全部理解した中で、現状の状態をコピーワンスと呼んでいたことについて、大体全体像を理解することができたのではないかと思う。

## (2) 今後の検討スケジュール

- 小笠原コンテンツ流通促進室長より、資料3に基づき今後の検討スケジュールにつき

説明。

以上